

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市守山区吉根二丁目3006番地

氏名 フジ建設 株式会社
代表取締役 高山 靖徳 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

優良

豊田市長 太田 稔



許可の年月日 令和 5年 5月21日

許可の有効年月日 令和12年 5月20日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 16品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊田市八草町丁田 1 2 3 3 番 6

(2) 面積

4, 461m² (保管面積 146.95m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(4) 保管上限

150.09m³

(5) 高さ

1.25m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 11 年 5 月 21 日 更新許可

平成 16 年 5 月 21 日 更新許可

平成 21 年 5 月 26 日 更新許可

平成 28 年 6 月 9 日 更新許可 (優良認定)

令和 5 年 5 月 21 日 更新許可 (優良認定)

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

